

暴力団追放市民総決起大会を開催します

▶と き **12月26日(土)**

10時~12時

▶ところ **文化会館大ホール**



大牟田市民が一丸となって、暴力団のいない安心で安全なまちを実現しましょう。
市民の皆さんの参加をお願いします。

- 主催 大牟田市、大牟田市議会、大牟田警察署、大牟田地区防犯協会、大牟田市安心安全まちづくり推進協議会
- 後援 (公益財団法人) 福岡県暴力団追放運動推進センター
- 駐車場 文化会館の駐車場には限りがありますので、公共交通を利用してください。
- その他 当日はマスク等の着用など、新型コロナ対策をお願いします。また、発熱や風邪の症状がある人、体調が優れない人は、参加を遠慮してください。受付前に検温・手指消毒への協力をお願いします。

手話通訳、
要約筆記あり

● 浪川会本部事務所の撤去に向けた緊急集会を開催しました

11月12日(木)に、市内にある指定暴力団浪川会の本部事務所に対して、福岡地方裁判所が事務所の使用禁止等の仮処分命令を執行しました。今後、同事務所は、暴力団の事務所としての使用(組員の出入り、会合等を行うこと)が禁止されました。

これを受け、大牟田市・大牟田警察署などの主催により、11月21日(土)文化会館において浪川会本部事務所の撤去に向けた緊急集会を開催しました。

集会では、大牟田市長、大牟田警察署長、福岡県警の暴力団対策部長からの挨拶や、弁護士からの説明がありました。最後には、大牟田市議会境議長からの「暴力団はいらない、事務所の撤去ガンバロー!」の声に合わせ、集まった市民の皆さん約200人から大きな拍手が起こり、事務所の撤去に向けて会場が一丸となりました。



撤去運動への応援メッセージが、たくさん寄せられました

■問合せ 事務局(大牟田市生活安全推進室)

☎41-2730 FAX41-2552



01 市営住宅および民間賃貸住宅の一時入居

■問合せ 建築住宅課 ☎41-2787 FAX 41-2795

「市営住宅および民間賃貸住宅への一時入居」を希望される被災者の方は、
令和3年1月29日(金)までに、ご相談をお願いします。

■対象

令和2年7月豪雨により、住宅が全壊・大規模半壊・半壊、床上浸水の被害を受けており、引き続き住むことができず住宅にお困りの方

■提供期間

入居後6カ月。必要に応じて最長1年まで延長可能
※住宅の建替えなど相当な期間を要する場合は、最長2年まで入居可能。

■家賃等

家賃、敷金は免除。ただし、共益費、光熱水費は自己負担

■相談対応

入居可能な市営住宅および民間賃貸住宅の情報提供
※県営住宅への一時入居の案内も行っています



02 住宅の応急修理

～「住宅の応急修理」の申し込みはお済みですか

■問合せ 建築住宅課 ☎41-2787 FAX 41-2795

「住宅の応急修理」の支援制度の活用を考えられている被災者の方は、
令和3年1月29日(金)までに、ご相談をお願いします。

■支援制度の概要

令和2年7月の豪雨によって被災した方に対し、市が一定の範囲内で応急的な修理を支援します。
なお、自らの資力では応急修理をすることができない方等に限り、また、住宅の応急修理を利用される方は、別途10万円の支援金を交付します。

■対象

大規模半壊、半壊、準半壊の住宅被害を受けた方（被害の程度は、り災証明書で確認します）

■対象の工事

居室や台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分

■限度額

- ・「大規模半壊」「半壊」の場合：59万5千円（消費税込み、上限）
- ・「準半壊」の場合：30万円（消費税込み、上限）

※市が修理した事業者へ支払います。また、対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります（ただし、市独自で一律10万円の追加支援有り）